

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、**国民健康保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、世帯主（主たる生計維持者）
が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険料を全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主（主たる生計維持者）
の収入減少(※)が見込まれる世帯の方

⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯主（主たる生計維持者）について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○ **保険料の減免額**は、**減免対象保険料額** (A×B/C) に
減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B:世帯主（主たる生計維持者）の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C:世帯主（主たる生計維持者）及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

世帯主（主たる生計維持者）の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

300万円以下	全部（10分の10）
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※世帯主（主たる生計維持者）の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

○ **減免の対象となる保険料**は、平成31年度(※)及び令和2年度の保険料です。

※ただし、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

申請の方法は、以下のホームページでご確認ください。
<http://www.city.ashiya.lg.jp/josei/newpage/kokuho0312.html>



⇒裏面もご確認ください

【その他減免制度について】

①新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、所得が減った方の国民健康保険料を減免します。

○対象者

保険料を納付する年の所得金額が、保険料の計算のもととなる所得金額の半額以下になる見込みの方

○必要書類

- ・印鑑（認印可）
- ・申請をしたい年度の納額通知書
- ・保険料を納付する年の所得金額を証明する書類
（書類については、お一人お一人の状況によって異なります。詳しくは保険課保険係までお問い合わせください。）

※申請した時点で、未納かつ納期限が過ぎている保険料が対象です。



「保険料を納付する年の所得金額を証明する書類」の具体例など、詳しくは、以下のホームページでご確認ください。

<http://www.city.ashiya.lg.jp/josei/newpage/kokuho0308.html>

②倒産、解雇、雇い止めなどで離職した方の国民健康保険料を軽減します。

○対象者

- ・離職日時点の年齢が65歳未満の方
- ・雇用保険受給資格者証に書かれている離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当する方

○必要書類

- ・雇用保険受給資格者証
- ・印鑑（認印可）

申請の方法など、詳しくは、以下のホームページでご確認ください。

<http://www.city.ashiya.lg.jp/josei/newpage/kokuho0306.html>



【国民健康保険の傷病手当金について】

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる国民健康保険の加入者のうち、給与等の支払いを受けている方（被用者）で、就労ができなくなったことにより給与等の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合に、傷病手当金を支給します。



申請の方法など、詳しくは、以下のホームページでご確認ください。

<http://www.city.ashiya.lg.jp/josei/newpage/kyufu/shoubyouteatekin.html>

ご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせ下さい。

現在電話が大変混みあっており、つながりにくい場合がございます。ご了承ください。

芦屋市役所 保険課 保険係 電話：0797-38-2035

ホームページにも関連情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

<http://www.city.ashiya.lg.jp/josei/kokuho.html>



新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる国民健康保険の加入者で、仕事を欠勤することにより給与等の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合に傷病手当金を支給します。

■ 対象者（下記の全ての条件を満たす方）

- 芦屋市国民健康保険に加入されている被用者（※）の方
- 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のために就労することができず、給与等の全部または一部の支払いを受けることができない方

（※）被用者とは事業主等に雇われている人をいいます。

■ 支給対象となる日数

就労ができなくなった日から起算して4日目以降の就労ができない日数

期間は令和2年1月1日から12月31日までの間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで）

■ 支給額

1日当たりの平均給与収入額（※） × 2/3 × 支給対象となる日数

= 傷病手当金の支給総額

（※）1日当たりの平均給与収入額 = 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 直近の継続した3か月間の就労日数

■ 申請に必要なもの

1. 傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）
2. 傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）
3. 傷病手当金支給申請書（事業主記入用）
4. 傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）
5. 国民健康保険被保険者証
6. 来庁者の本人確認書類（運転免許証等）
7. 印鑑